

埼玉県立杉戸農業高等学校 部活動に係る活動方針

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。
- (3) 「自分で考えて、自分で判断し行動できる自主自立の人間形成」と「これからの社会を生き抜ける人材の育成」を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が活動方針、年間・月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、部活動保護者会または文書によって、該当部活動の生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- (5) 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 生徒指導部の部活動担当者が中心になり、定期的に情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 原則として週2日以上以上の休養日を設ける（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）。対外試合等のためこれを実施できない場合は、年間で100日程度の休養日を確保する。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- (3) ウォーミングアップ及びクーリングダウン、グラウンドやコート整備の時間を含めない1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度を基本とする。
- (4) 長期休業中は、(1)の休養日の設定に準じるとともに、連続する3日間以上の休養日を設定することを基本とする。
- (5) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- (6) 部活動実施環境に気を配り、高温化での練習等は控える。WBGTを指標とし、WBGT 31℃以上は原則運動禁止、WBGT 28℃から31℃で練習する場合は、頻繁に休息を入れながら生徒の体調変化に注意して練習する。